交通政策審議会海事分科会第66回船員部会

【成瀬専門官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事 分科会第66回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中12名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に、新たに臨時委員に就任された方がおられますので、ご紹介をさせていただきます。議事次第の次にあります船員部会委員等名簿をごらんください。

使用者委員として、濱田委員の後任で、日本船主協会内航委員会の野崎委員が就任されましたので、ご紹介いたします。

【野崎臨時委員】 野崎でございます。よろしくお願いいたします。

【成瀬専門官】 また、本日、ご欠席ではありますが、使用者委員として、小比加委員の後任で、日本内航海運組合総連合会の内藤理事が就任されましたので、ご紹介いたします。

新たに就任された臨時委員の紹介は以上です。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

議事次第、船員部会委員等名簿、配付資料一覧、その次からが資料となります。資料の番号は右上に記載してございます。まず資料1として、交通政策審議会への諮問について。諮問第223号「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」が1枚になります。資料1-2として、その参考資料が1枚ございます。また、席上配付資料といたしまして、海フェスタくまもと(海の祭典)というものが1枚。海フェスタくまもとのリーフレット。さらに、海フェスタ東三河というものが1枚。さらに、IMO「世界海の日パラレルイベント」についてというものが1枚になります。

資料は行き届いておりますでしょうか。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速、議事を進めてまいりたいと存じます。

本日、議題は1つでございます。「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」、この諮問の内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【風巻労働環境対策室長】 船員政策課の風巻でございます。説明させていただきます。 資料1をご覧ください。6月23日付で国土交通大臣から交通政策審議会へ諮問された、 「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」の諮問文の写しをつけております。

最低賃金法第35条第3項におきまして、国土交通大臣は、必要があると認めるときは 交通政策審議会の調査審議を求め、その意見を聞いて、船員に適用される特定最低賃金の 決定をすることができると規定されております。その趣旨に従って、今回諮問されたもの でございます。

資料1の一番下をご覧くださいませ。諮問理由を書いております。「漁業の特定最低賃金については、国土交通大臣が漁業(遠洋まぐろ)及び漁業(大型いか釣り)を、地方運輸局長が漁業(沖合底びき網)及び漁業(大中型まき網)について設定しているが、適用される漁業の拡大について交通政策審議会に調査審議を求める。」となっております。

今回、諮問に至りました経緯等について、資料1-2の資料でご説明させていただきます。 1枚めくっていただきまして、資料1-2をご覧ください。

まず一番上に、最低賃金法の目的が書いております。賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するということが最低賃金法の第1条に謳われております。

今回、諮問に至りました経緯でございますが、遡ること、昭和55年2月、当時の船員中央労働委員会でございますが、建議がございます。漁船船員の最低賃金に関する建議、これの概要を書いております。

1つ目といたしまして、漁船船員の労働条件の改善をはかり、ひいては企業の近代化に 資するためにも漁船船員に対して広く最低賃金制を適用することが必要である。

2つ目といたしまして、また、船員法の適用のない漁業従事者は陸上の最低賃金が適用 されていることからも最低賃金の適用は望まれているところでございますと書いておりま す。 3つ目といたしまして、しかしながら、漁業の多様性及び漁船労働の特殊性から、全業 種について実情にあった最低賃金を同時に設定することは困難である。

そして、4つ目といたしまして、当面、総体的に雇用が大きく、つまり、船員数が多いということでございますが、かつ、周年操業を行う業種のうち、未組織船員の存在する業種、つまり、労働組合に入っていない船員さんが存在する業種であって、賃金実態等の把握が比較的容易な4業種については最低賃金を設定しましょうということになっておりまして、その右下の囲みに書いておりますが、先ほど申し上げました、遠洋まぐろ漁業、大型いか釣り漁業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、この4つにつきまして全て昭和56年度中に設定されております。

その後、平成8年2月でございますが、これも船員中央労働委員会の時代でございますが、労働者側のほうから漁業分野の最低賃金制度の未適用業種の制度の適用について問題 提起がなされております。

近海まぐろ、中型いか釣り漁業について適用を求めるも、使用者側の同意が得られない状況が続いておりましたので、平成20年ごろから関係者同士で議論を重ねておりましたが、なかなか労使共通の議題として最賃の場に上げることができませんでした。そういうこともあり、使用者側のほうから、労使の話し合いには限界があるので、当局側にも間に入って勉強会の立ち上げをしていただけないかと、そういう要望もございました。そのようなことが続きまして、平成25年11月でございますが、私ども国のほうから新たな最賃額を決定する際は、実態等の把握のほか、審議会の労使の理解が必要ということで、その後、使用者側から、近海まぐろに係る官労使の勉強会を立ち上げることに同意いただきました。

そして、平成26年、去年でございますが、この勉強会を開催しまして、一番下でございますが、今年の6月15日、10日ほど前でございますが、この勉強会の取りまとめができました。その内容を読み上げます。現場での賛否の意見を尊重しつつ、賃金実態を調査・確認した上で、近海まぐろ漁業への最賃の適用の適否を交通政策審議会で審議いただく。

そして、この勉強会の範疇外ではあったのですけれども、使用者側委員のメンバーでも ありました近海かつお漁業につきましても同様に最賃の適用の適否をご審議いただくと、 こういう形の取りまとめが出まして、これを受け、今回の諮問に至らせていただいた次第 でございます。 説明は以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご質問、ご 意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

はい。髙橋委員。

【髙橋臨時委員】 今、経緯については事務局のほうからご報告もあったとおりでございます。約三十五年ぶりに拡大改正ということになりますので、特段のご配慮、それから、ご協力をいただけるように、私のほうから重ねてお願いをしておきたいと思います。 以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。風巻室長。

【風巻労働環境対策室長】 1点、補足で説明させていただきます。今回、近海かつお、 近海まぐろについて議論してきたわけでございますが、その議論の途中で、遠洋かつおに つきましても業界のほうから設定について議論していただくということで了承を得ており ます。ご報告させていただきます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にございませんので、漁業に関する特定最低賃金の拡大につきましては、 船員部会運営規則第14条の規定において、「船員部会は、特定の事案を調査審議させるため、必要があると認めるときは、小委員会を設けることができる」とされておりますので、 最低賃金小委員会を設置し、漁業に関する特定最低賃金の拡大すべき範囲について審議を 行うこととしたいと思いますが、このような扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございました。この最低賃金小委員会のメンバーにつきましては、船員部会運営規則第12条第5項及び第15条の規定により、船員部会長が指名することとなっております。具体的な人選につきましては、事務局と相談しながら進めてまいりたいと存じますので、私にご一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございました。

それでは、これで本日予定されました議事は全て終了いたしましたが、ほかにございま すでしょうか。 はい。お願いいたします。

【千葉海事振興企画室長】 海事振興企画室長をしております千葉と申します。私のほうからは、海フェスタについてご説明を申し上げます。

7月1日から「海の月間」が始まり、全国各地でさまざまな行事が展開されるわけですが、その行事の中で重要なイベントの一つであります「海フェスタくまもと」が7月18日から8月2日までの16日間、熊本市を中心に、天草市、玉名市、宇城市、荒尾市、宇土市、上天草市、長洲町の7市1町で開催されます。

開催場所は、熊本港を中心に開催されますが、今の予定では7月23日に、秋篠宮両殿 下のご臨席を賜って、記念式典、祝賀会を開催する予定としております。

イベントの概要といたしましては、熊本港で海フェスタの「海の総合展」、セミナー・シンポジウム、船の一般公開、体験乗船、帆船の「海王丸」は初めて熊本港に入港するわけでございますが、セイル・ドリルを披露して、一般の方に帆船の魅力を感じていただきます。

そのほか、海の「食」フェア・参加型の体験イベント等々、盛りだくさんのイベントが ございまして、イベントの詳細につきましては、添付しております海フェスタくまもとの パンフレットをご覧いただきたいと思います。

また、来年の海フェスタでございますけれども、海フェスタ東三河ということで、平成28年7月16日から7月31日までの16日間、豊橋市を中心に、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、こちらは5市2町1村ということで開催されます。海に面していない自治体もございますけれども、東三河広域連合という組織が今年1月に組織されており、その連合で一体となってイベントに取り組むということでございます。

私からは以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。海フェスタくまもとに関する情報でした。 はい。お願いいたします。

【伊崎国際業務調整官】 船員政策課の伊崎でございます。もう一つ、今年の「海の日」 についてのご説明をさせていただきます。資料でお配りしております I MO「世界海の日パラレルイベント」についてをご覧いただきたいと思います。

IMO、国際海事機関においては、海の安全や海洋環境の重要性について国際社会の認識を高めるために、毎年9月、「世界海の日」として、IMO本部のロンドンにおいて祝賀

行事及びシンポジウムを開催しております。近年ではIMO本部だけではなく、IMOの加盟国においても、パラレルイベントというかたちで、本部と連携して国際シンポジウムを開催しております。

今年、日本は祝日「海の日」が制定されてちょうど20回目という記念すべき年でもあり、現時点では3連休化があり、制定当初の7月20日から変わってきておりますが、今年は7月20日が「海の日」に当たっており、この記念すべき年に、IMOのパラレルイベントを日本で開催する運びとなりました。

今年のテーマは、「海事教育及び訓練(Maritime Education and Training)」ということで、IMOの事務局長、関水さんをはじめ、国内外から海運関係者、海事関係者、それから、教育関係者、多くの方にご出席いただきまして、シンポジウムをすることとしております。7月20日に東京、21日に横浜と、2カ所での開催ということで予定しております。ここにいらっしゃる皆様方には多くの協力をいただいております。この場をかりておれを申し上げたいと思います。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。「海の日」関連のイベント等につきまして、ただいまご説明いただきましたが、何かこれにつきましてご質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。はい。お願いいたします。

【石田企画調整官】 海技課企画調整官の石田でございます。1点ご報告でございます。 先週6月19日金曜日に独立行政法人の改革の法案が成立いたしまして、海技教育機構 と航海訓練所につきまして、来年、平成28年4月に統合することが法案で決定をされま した。今回の統合によりまして、学科と乗船実習を一貫して行う最大の船員教育機関となってまいりますので、教育内容の高度化を進めて若手船員の確保育成を着実に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。お願いいたします。

【風巻労働環境対策室長】 前回の船員部会で髙橋臨時委員のほうから、ドローン、最近何かと話題になっていますが、無人で飛行できる小型のヘリコプターですが、ドローンを使用した救難対策についてのご質問がございました。これにつきまして、海上保安庁の

ほうから回答をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

現在、海上保安庁では、海難救助現場などにおいて、ドローンを用いた救助活動は行っておりません。離岸流、これは海岸のほうから沖のほうに流れる離岸流でございますが、離岸流の調査などにドローンを使用することは有効であるかもしれませんが、海難救助現場は厳しい気象・海象状況であることが多いため、現代のドローンの性能では、海難救助で使用することは困難であると考えています。という回答を海上保安庁からいただいております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。前回のご質問に対する回答でございましたが、 いかかでございましょうか。

はい。髙橋委員。

【髙橋臨時委員】 今のドローンの話ですけれども、海上保安庁の話ですから、しない、できない、やらない、これが3拍子そろった海上保安庁の回答と、これは従来から、シーシェパードの問題もそうですし、そういう目で私は見ている。実際は民間のほうはかなり進んでいまして、現在、魚を探す実験に取り組んでいるということです。現在、試作機の中では、風速20メートルで2時間程度。時速150キロぐらいで飛ばす試作機がもうでき上がっていて、かつお漁船なり、それから、海外まき網などに搭載が可能になってくるという状況になっております。

このような技術的な進歩によりまして、さまざまな救難救命活動が可能だと、こういう ことももっと模索をしていただいて、使えるものは有効利用すべきだというように思って おります。

今の回答の中でもかなり厳しい海象条件と言っておりますけれども、風速20メートルといえば、かなりの時化の中での捜索救難が多分可能なんだろうというように思っております。早い時期にそういう有効な機械を使って救助活動ができればというように思いますので、重ねてまたお願いをしておきたいなと思います。

以上です。

【野川部会長】 はい。ご要望ということで承りましたが、よろしいでしょうか。

【風巻労働環境対策室長】 ただいまの髙橋臨時委員のご発言、ご意見は、海上保安庁に伝えさせていただきたいと思います。

【野川部会長】 それでは、ほかに何かございますでしょうか。はい。立川委員、お願

いします。

【立川臨時委員】 独法の統合について衆参で6月19日、トータルで6月19日に通ったということですけれども、これまでに2回の独法統合の委員会が開催されておると思いますが、この法案の審議の過程等を踏まえまして、第3回、ないしは今後のこの統合に向けた委員会の開催というのはどのような形で計画されているか。ないしは、この法案審議の中で付された論議をどのように今後の統合委員会の中で生かしていくか。もし方向性が決まっているようでしたらお伺いしたいと思います。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【石田企画調整官】 1点目、まず今後の検討会の開催についてでございますが、検討 の状況を踏まえて、適宜開催していくということではございます。

もう1点でございますが、その法案の審議の状況を踏まえてというところでございますが、法案の審議の状況、審議の中では統合の効果といったところが議論にはなっております。統合の効果と申しますのは、教育効果をどう高めていくかですとか、あるいはPRをより充実させて船員の志望者を増やすですとか、そういった対策をより効果的に打っていくべきであるというようなご議論をいただいたところでございまして、その結果を踏まえて、今後とも効果的な対策を打てるように検討はしてまいりたいというところではございます。

【野川部会長】 はい。お願いいたします。

【立川臨時委員】 今お話のあったのは、従来からされている論議の延長線というふう に私は聞こえるんですが、法案の審議の中では教育機関の定員の拡大等の話も出てきているわけで、その辺も踏まえる中で今後の委員会の進め方を検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 はい。ご要望ということですが、よろしいでしょうか。

【石田企画調整官】 定員の拡大につきましても、今後、定員の拡大なのか、どういった方策が打てるかということを含めて検討してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

【野川部会長】 はい。それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、ございませんようでしたら、事務局よりお願いいたします。

【成瀬専門官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第66回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席いただき、ありがとうございました。

一 了 —